

会 議 記 録

会議名称	第83回杉並区環境清掃審議会	
日時	令和6年10月29日(火) 午後2時00分～午後3時16分	
場所	区役所第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員名	新谷会長、片石副会長、五十嵐委員、石原委員、大嶋委員、大場委員、北澤委員、木村委員、鈴木委員、高口委員、中島委員、福田委員、岸上委員、世戸委員、田村委員、安斉委員、大和田委員、石田委員、森永委員 (19名)
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、温暖化対策担当課長、杉並清掃事務所長、みどり施策担当課長、都市整備部管理課長、建築課長
傍聴者数	0名	
配付資料等	事前	杉並区気候区民会議の実施報告について 杉並区環境配慮優良事業者～すぎなみエコ事業者～認定制度について 令和5年度ごみ収集量及び資源回収量について 「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について
	当日	次第 席次表 杉並区環境清掃審議会委員名簿 杉並区環境清掃審議会の所掌事項等について【所掌説明用資料】 「会議録への氏名表記」と「傍聴等のルール」について【資料1】
会議次第	議事内容 協議事項 会議録の取扱い等に関する協議 報告事項 (1) 杉並区気候区民会議の実施報告について (2) 杉並区環境配慮優良事業者～すぎなみエコ事業者～認定制度について (3) 令和5年度ごみ収集量及び資源回収量について (4) 「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について その他 審議会資料の送付方法についての依頼事項	

<p>発言者</p>	<p>第83回環境清掃審議会発言要旨 令和6年10月29日(火) 発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>皆様、こんにちは。定刻になりましたので、会を進めさせていただきたいと思 います。</p> <p>本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。 す。</p> <p>私、当審議会の事務局を務めさせていただいております、環境課長の近藤で ございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日は第11期杉並区環境清掃審議会の初回でございまして、ご参集い ただいた皆様のうち、約半数の10名の皆様が初めて出席なされるという状況で ございますので、議題のほか、委員の自己紹介、それから会長、職務代理の 選出、それから審議会運営に関連する説明を含め進めてまいります。おおむね 2時間ほどを予定してございます。</p> <p>次に、委員への委嘱の確認でございしますが、令和6年8月2日付で、環境基 本計画、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等と合わせまし て、郵送で交付させていただいております。ご確認のほど、よろしくお願いい たします。</p>
<p>環境部長</p>	<p>ここで、環境部長の小松より一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>皆様、こんにちは。環境部長の小松と申します。</p> <p>本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、7月か ら当審議会委員の就任をご快諾いただきまして、こちらも併せまして感謝申し 上げます。</p> <p>本来、区長より委嘱とご挨拶を申し上げさせていただくところではございま すが、本日、公務がございまして、私のほうから代わりにご挨拶をさせていた だきたいと思ひます。</p> <p>また、今回委嘱に関しましては、就任時には審議事項等が格段ございません でしたことから、郵送にて委嘱状を交付させていただきましたこと、ご了承い ただきたいと存じます。</p> <p>区では、令和3年11月に2050年ゼロカーボンシティを目指すことを宣言いた しまして、当審議会の皆様から答申やご意見などいただきながら、令和4年に 杉並区環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画、5年に地球温暖化対策実行計 画を策定いたしまして、区民や事業者の皆様の協力の下、気候変動対策や環境</p>

環 境 課 長	<p>保全、清掃施策などに取り組んでございます。</p> <p>ゼロカーボンシティとは、ご案内かと思いますが、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするよう、生活のあらゆる場面で化石燃料を軽減していく、つまり、省エネにつながる行動とともに、太陽光発電設備の設置や再エネ割合の高い電気の購入など、再エネ利用の取組などを行うことですが、区では、これらの取組が進むよう、設備の導入への助成や、理解促進に向けた講座・講演などを実施してございます。</p> <p>また、豊かな緑を目指した取組も行っておりまして、そのほか、清掃分野では、日々の適切なごみ収集・運搬などの実施と並行して、限りあるごみの最終処分場の延命化や温室効果ガス排出量削減に向けて、ごみの減量を行うために区民の皆様のご協力いただきながら、ごみとなるものを購入しない、繰り返し使う、処分の際には資源化するような分別を行っていただくなどに取り組んでございます。</p> <p>こうした中で、区では、本年3月から8月まで、無作為抽出の区民参加によりまして気候区民会議を開催し、気候変動対策に向けた様々な意見提案をいただきまして、これらを区政に反映させるため、現在検討を行っているところでございます。詳しくは後ほど担当課長よりご説明いたしますが、こうした新たな取組も行いつつ、区や区民、事業者など、全ての主体が気候変動対策を行って、現役世代も次世代も幸せに暮らせる環境の構築が重要と考えておりまして、その取組の際には、委員の皆様様の様々な観点からいろいろなご意見、ご助言をいただけたらと思っておりますのでございます。</p> <p>最後になりますけれども、今後2年弱の任期の間、当審議会委員としまして区の環境施策にご協力いただくことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第83回環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>まず、本日の出席状況でございますけれども、ただいま18名の出席をいただいております。環境清掃審議会条例、特に指定するもの以外は、この後「条例」と呼ばさせていただきますが、第5条第2項の会議開催要件、こちらに達しておりますので、第83回杉並区環境清掃審議会は有効に成立をしております。</p> <p>また、当審議会は公開が原則でございまして、傍聴も可能でございます。傍聴者は現時点ではございません。会議中に傍聴希望があった場合などについて</p>
---------	---

は、改めて委員の皆様にお諮りをさせていただきます。

なお、本日の議事録と資料は、後日、ホームページで公開いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

まず、本日、席上に、次第、席次表、環境清掃審議会委員名簿、それから環境清掃審議会の所掌事項等について、ご配付させていただいております。それから資料1、会議録の取扱い等について、そのほか、参考資料といたしまして、令和6年度版環境白書の本編と資料編を配付させていただいております。

また、事前送付いたしました資料2から資料5はご持参をお願いしてございましたが、今日お持ちになっていらっしゃる委員さん、いらっしゃいますでしょうか。

資料の配付が二段階となりまして、分かりづらく、大変申し訳ございません。もし不足等ございましたら、遠慮なく挙手のほうをお願いできればと思います。

それから、机の上に置かせていただいております青いファイルでございますが、こちらは、根拠法令、関連計画等がつづつてございまして、この後に審議会概要の説明でも使用いたしますが、その他の資料も会議中にご活用いただければと存じます。会議の終了後は再度事務局で保管をいたしますので、お持ち帰りにならないよう、よろしく願いをいたします。

それから、発言に際して使用するマイクでございますが、このマイクにつきましては、発言なされるときに、お手元にスイッチがございますので、こちらをオンにさせていただいて発言をお願いします。それから、発言が終わりましたらマイクをオフにいただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

次第の1つ目、開会でございます。

本日は委員に就任なされた方も多くいらっしゃいますので、まず、恐縮ではございますが、皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。その後の議事の時間もございますので、本当に簡単で結構でございますので、席次表の左上、A委員から順にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

A 委 員 東京都立大学のAと申します。今回初めて委員として参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

B 委 員 中央大学のBです。今期は2期目となります。どうぞ皆様、よろしくお願い

		いたします。
C	委員	東京都立大学のCと申します。昨年度まで副会長を仰せつかっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。
D	委員	明治大学のDと申します。今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
E	委員	杉並建築会ということで、区内の設計事務所である、そういうところの代表として来ておりますが、本職は早稲田大学の建築学科で教員をしております。よろしくお願いいたします。
F	委員	杉並区の商店会連合会より参りました。よろしくお願いいたします。
G	委員	東京商工会議所の杉並支部から参りました。私は、本業は造園会社でございまして、永福町のほうで商売をさせていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。
H	委員	杉並町会連合会から参りましたHと申します。よろしくお願いいたします。
I	委員	杉並社会福祉協議会から推薦を受けた社会福祉士のIです。よろしくお願いいたします。
J	委員	杉並区議会議員のJです。よろしくお願いいたします。
K	委員	同じく杉並区議会議員のKでございます。よろしくお願いいたします。
L	委員	杉並区消費者グループ連絡会から参りましたLです。よろしくお願いいたします。
M	委員	みどりのボランティア団体自然観察の会・杉並から参りましたMと申します。よろしくお願いいたします。
N	委員	正用記念財団から今年推薦されまして、前任者、若橋さんに代わりまして務めさせていただきます。よろしくどうぞ。
O	委員	方南小学校支援本部のほうから参りました。地域学校協働推進の推進員のほうもさせていただいております。よろしくお願いいたします。
P	委員	Pと申します。公募で今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
Q	委員	2期目のQと申します。杉並区、西の端の久我山から参りました。よろしくお願いいたします。
R	委員	Rと申します。今回初めて参加させていただきました。本業、弁護士をしているんですけども、ちょっと興味があったので応募してみました。よろしくお願いいたします。

環境課長	<p>どうもありがとうございました。委員の皆様、どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>続きまして、区側の説明員を紹介させていただきます。</p> <p>まず、環境部長の小松でございます。</p>
環境部長	小松です。どうぞよろしく願いいたします。
環境課長	温暖化対策担当課長の有坂でございます。
温暖化対策担当課長	有坂です。どうぞよろしく願いいたします。
環境課長	ごみ減量対策課長の坪川でございます。
ごみ減量対策課長	坪川です。よろしく願いいたします。
環境課長	それから、杉並清掃事務所長の宮崎でございます。
杉並清掃事務所長	宮崎です。よろしく願いいたします。
環境課長	次に、都市整備部参事管理課長事務取扱、三浦でございます。
都市整備部管理課長	三浦です。よろしく願いいたします。
環境課長	みどり施策担当課長の石森でございます。
みどり施策担当課長	石森です。どうぞよろしく願いいたします。
環境課長	建築課長の味山でございます。
建築課長	味山と申します。よろしく願いいたします。
環境課長	<p>以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>次に、会長の互選に移らせていただきます。</p> <p>前期まで吉川会長にご尽力をいただけてきましたが、委員としての任期が終了したということで、環境清掃審議会条例第4条の規定により、互選を行うものでございます。</p> <p>会長の選任方法につきまして、何かご意見とかご推薦、ございますでしょうか。</p>
H 委員	<p>審議会の運営は、ぜひ学識経験者の方をお願いしたいと思います。その中で、前期まで副会長を担っていただきました都立大学の新谷先生をお願いしたらどうかと思いますが。前回の審議会のほうもよく分かっていると思うので、ぜひお願いしたいと思います。</p>
環境課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、新谷委員をお願いをしたいとご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。ほかにご意見、ご推薦等ございますでしょうか。（拍手）</p> <p>よろしければ、拍手をもってご承認をいただければと思います。（拍手）</p>

	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様のご承認もございましたが、新谷委員、会長をお願いできますでしょうか。</p>
新 谷 委 員	<p>ありがとうございます。微力ながら、謹んでお受けさせていただきます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）</p>
環 境 課 長	<p>それでは、新谷委員に第11期環境清掃審議会会長をお願いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、会長席のほうにお移りいただけますよう、お願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔新谷会長会長席へ移動〕</p>
環 境 課 長	<p>それでは、新谷会長に、就任のご挨拶と引き続きの議事進行、こちらをお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>皆様、どうもありがとうございます。凶らずもご推挙いただき、会長という大事な役を仰せつかりました新谷でございます。身に余る大役ではありますが、また、至らぬ点もあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。ぜひ皆様のご支援をいただきながら職務を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）</p> <p>それでは、審議会を進めてまいります。</p> <p>早速ですが、議事の前に副会長を選出させていただければと思います。</p> <p>副会長の選出は、環境清掃審議会条例施行規則、以下「規則」と呼ばさせていただきますが、第5条の規定により、委員の互選で行うということになっています。副会長の選出方法について、皆様、何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、私から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今期が2期目となり、これまで審議会に参加されて状況や経緯などもご存じの片石委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか、皆様。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（拍手）</p>
会 長	<p>どうもありがとうございます。</p>

<p>片石委員 会 長</p>	<p>片石委員、よろしいでしょうか。 謹んでお受けいたします。 ありがとうございます。 それでは、片石委員、こちらの副会長席にお移りください。 [片石副会長副会長席へ移動]</p>
<p>会 長 副 会 長</p>	<p>それでは、片石委員、一言お願いいたします。 このたび副会長を務めさせていただくことになりました片石でございます。 微力ながら副会長職を精いっぱい務めさせていただきますので、皆様、どうぞ よろしくお願いいたします。(拍手)</p>
<p>会 長 副 会 長</p>	<p>片石副会長、どうぞよろしくお願いいたします。 また、条例4条3項に定める職務代理者は会長の指名となっておりますの で、副会長の片石委員を指名させていただきます。</p>
<p>副 会 長 会 長</p>	<p>はい。 よろしくお願いいたします。 それでは、今日は委員の約半数が改選で初めてですので、環境清掃審議会の 所掌事項の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それでは、私のほうから所掌事項の説明を行わせていただきます。 右上に「所掌説明用資料」と書かれているA4の資料をお出しいただければ と思います。 まず、本審議会の所掌事項等でございますが、区長の諮問に応じて、1の1 といたしまして、杉並区環境基本計画及び杉並区環境配慮行動指針に関するこ と。それから、2つ目といたしまして、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進 の基本方針に関すること。3番目でございますが、その他重要な事項。資料に ございますとおり、規則第2条の規定にもよりますが、このことについて調査 審議し、答申をしていただくとともに、意見を述べることができると規定され てございます。 また、具体的には、東京都の環境影響評価条例に規定する環境影響評価書案 に対する区長の意見に関することや、杉並区みどりの基金条例に規定する基金 の運営に関することなどがございます。 次に、区からご報告させていただくものがございまして、特に定めのあるも のでは、条例に規定する環境基本計画及び環境配慮行動指針に関する施策の状 況の報告がございます。</p>

こちら、環境白書という形でご報告させていただいておりますが、令和6年度版がまとまりましたので、本日、机上で委員の皆様にご配付をさせていただきます。本日は議事の時間の関係がございまして、次回改めてご報告、ご説明させていただきますので、これからのお時間があるタイミングでご覧いただければということでございます。

また、杉並区みどりの基本計画の策定の際には、「みどりの条例」で当審議会の意見を聞くこととなっております。

そのほか、大規模建築物等の報告は、規則2条6号の「その他会長が特に必要と認める事項」として報告させていただいております。

なお、資料の下段をご覧いただければと思うんですが、現行の各計画の期間を記載してございます。本日は新たな委員も多くいらっしゃいますので、環境基本計画、それから一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、みどりの計画につきまして、概要をご説明申し上げます。

机上の青いファイルをお手元にご用意いただけますでしょうか。

こちらの上のところ付箋がついているかと思えます。こちらのピンク色の付箋の杉並区環境基本計画概要版をお開きいただけますでしょうか。

環境基本計画の後ろのほうに、環境基本計画概要版としている8ページ物の小冊子があるかと思えます。

こちらの概要版3ページ上段、「環境基本計画とは」をご覧いただければと思えます。

環境基本計画は、条例第9条に基づきまして、地球の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していく計画でございます。

2ページのほうにお戻りをいただきまして、上段をご覧いただければと思えます。

区では令和3年11月に、令和32年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、2050年ゼロカーボンシティを目指すことを表明してございます。温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市である環境を将来世代に引き継いでいくため、後ほどご説明申し上げます地球温暖化対策実行計画等と合わせて取り組んでまいります。

4ページをお開きいただければと思えます。

一番左側をご覧ください。環境基本計画は、杉並区基本構想が目指すまちの姿、「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けた環境分野における計画で

ございまして、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示す計画で
ございます。

基本構想の将来像の一つでございます「気候危機に立ち向かい、みどりあふ
れる良好な環境を将来につなぐまち」、こちらの実現に向け、「気候危機によ
るリスクを低減する脱炭素のまちをつくる」、「資源を大切にするまちをつく
る」、「自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる」な
ど、記載の5つの基本計画に基づきまして、5ページ以降に掲げる目標値を設
定し、様々事業に取り組んでまいります。

次に、杉並区地球温暖化対策実行計画でございます。

上段黄色の付箋をお開きいただければと思います。こちらが地球温暖化対策
実行計画の概要版でございます。

1つ開けていただいて、2ページ上段をご覧ください。区の
温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、実現するための取組をまとめた計画で
ございます。区民や事業者を含む区全体で取り組む「区域施策編」と区施設・
事業から排出される温室効果ガスを削減する計画である「事務事業編」で構成
されてございます。

2ページの下段をご覧ください。削減目標でございますが、平成12年度を基
準年度といたしまして、令和12年度にカーボンハーフ、いわゆる半分ござい
ます。令和32年度に最終目標であるゼロカーボン、こちらを達成する計画で進
めてまいります。

3ページをご覧ください。計画は、温室効果ガス排出量を減らす緩和策、そ
れと、次ページ中段に掲載する地球温暖化の影響による被害を回避・軽減する
適応策で構成され、この両輪で取り組んでまいります。

次に、杉並区一般廃棄物処理基本計画でございます。

上段、青い付箋をお開きいただければと思います。こちらが杉並区一般廃棄
物処理基本計画概要版でございます。

左上段をご覧ください。こちらは、廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第6条第1項に基づきまして、一般廃棄物処理に係る長期的視点に
立った基本的な方針を定めるものでございます。総合計画、実行計画、環境基
本計画等と整合を図りつつ、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画に加
え、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条1項に基づく食品ロス削減推進
計画を包含するものでございます。

<p>みどり施策担当課長</p>	<p>左下段をご覧ください。ごみ処理基本計画といたしまして、基本目標を「資源を大切にすまちをつくる」と定めまして、ごみ資源の排出抑制の推進、さらなる資源化の推進、ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保などを。それから、生活排水処理基本計画といたしまして、家庭から排出されるし尿の収集・運搬の実施、事業活動に伴って排出されるし尿等の処理につきまして、事業者処理責任の徹底を。食品ロス削減計画といたしまして、食品ロス発生抑制のための普及啓発活動、食品ロス削減を推進させるための仕組みづくりをそれぞれ設定し、右ページ上段と、その裏側の数値目標を定めまして、様々な事業に取り組んでいるところでございます。</p> <p>次に、杉並区みどりの基本計画でございます。</p> <p>オレンジ色の付箋の資料、概要版をご覧ください。</p> <p>こちらは、現計画は平成22年に改定されたものでございまして、みどりの保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法に基づき策定した、みどりに関する総合計画となっております。</p> <p>資料をお開きいただき、さらに観音扉をお開きいただいた左側のページをご覧くださいいただければと思います。上段にはみどりの将来像、中段には5つの基本方針を掲載してございます。そして下段には3つの目標を記載しておりますが、区政施行100周年に当たる令和14年を目標年次といたしまして、緑被率25%、公園や広場などに満足している区民の割合80%などの目標を定めてございます。</p> <p>そして、この目標を実現するために、右側のページに記載しております施策に取り組んでおります。</p> <p>雑駁でございますが、計画の説明は以上とさせていただきます。</p> <p>ここで、当初、委員の皆様にご案内した際には、みどりの基本計画の改定につきまして本日の議題とさせていただき、ご通知をさせていただいたところでございますが、その件に関しまして、みどり施策担当の石森よりご報告をさせていただきます。</p> <p>みどり施策担当課長、石森でございます。</p> <p>先ほど環境課長からお話がありましたように、本日の審議会につきましては、みどりの基本計画の改定ということでご報告を差し上げる予定でございました。</p> <p>みどりの基本計画につきましては、これまで、学識経験者の方ですとか区民から成る検討委員会ですとか、区民の方の意見を聞きながら改定作業を進めて</p>
------------------	--

	<p>きたところでございますけれども、この間、先ほど環境部長からのご挨拶にもありましたように、同時並行的に進んでおりました気候区民会議におけるみどりに関する提案ですとか、区として力を入れて取り組むということとなりましたグリーンインフラといった、みどり施策を取り巻く動向を的確に改定する計画に反映する必要があること、また、区民の方と一緒に丁寧に改定作業を進めていくということが望ましいということから、改定スケジュールにつきまして改めて内部で調整しているところでございます。</p> <p>スケジュールなど決まりましたら報告をさせていただきます。</p> <p>本日は大変申し訳ありませんでした。</p>
<p>環境課長 会長</p>	<p>ご説明につきまして以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>これは議題ではございませんが、今までのところで確認したい点やご質問はございませんか。もしございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>特にないようなので、それでは、次第の議事に入らせていただきます。</p> <p>まずは、協議事項、会議録の取扱い等について、環境課長から説明をお願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、環境課長のほうから資料1につきましてご説明を申し上げます。資料1をご覧ください。</p> <p>本件は、当審議会で公開している会議録への発言者の氏名表記、それから当審議会の傍聴等のルールにつきまして、協議をお願いするものでございます。</p> <p>まず、会議録の氏名表記でございますが、当審議会ではこれまで、会議録には「A委員」、「B委員」と表記させていただいております。ところが、他の一部の審議会で、A、Bではなくて氏名表記を行うべきだというような意見が出されたところでございます。このようなこともございまして、改めて環境清掃審議会の取扱いを決定していただくものでございます。</p> <p>また、傍聴に関しましては、これまで特に審議会でルールを定めてきたわけではございません。何かあれば、区議会のルール、こちらを準用することとしてきております。ところが、他の審議会では、傍聴者が不規則発言をなされたり、それから、動画を撮影いたしまして、これをSNSに投稿して、その中で誹謗中傷を行うといった事態も実際に発生してございまして、審議会の運営、それから、自由闊達な議論の妨げとなる可能性がございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>これを受けまして、改選前の委員の皆様アンケートをお願いさせていただきました。その結果は別添の会議録の取扱い及び傍聴ルールのアンケート結果報告のとおりでございます、会議録への氏名表示、こちらにつきましてはこれまでとおり、「A委員」、「B委員」とするほうがいいんじゃないかというような結果が多数でございましたけれども、ほぼ同数となるぐらい、氏名表記がいいのではというようなお答えもございました。そのため、これまでどおり「A委員」、「B委員」とするのか、氏名表記とするのか、改めて審議会のご意思につきまして確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、資料上に参考といたしまして、区には、ほぼ毎年度活動している審議会、はたまた数年に1度程度、事案が発生した場合にだけ活動する審議会、これら合わせますと47個ほどございます。この47個の審議会の中で会議録を公開しているものが25ほどございますが、その中では氏名表記、それと、「A委員」または「委員」または記載なしの状況が半々の状況でございます。</p> <p>それから、録音・撮影に関しましては、アンケートでは圧倒的に、録音・動画撮影は認めない、こちらが多い状況でございます。内容も会議録を見れば状況が分かるため、原則、録音・撮影は認めないとさせていただく方向でよろしいのか、審議会のご意思につきまして確認をさせていただきます。</p> <p>なお、仮にですけれども、社会的な関心が高い案件、これが発生をいたしまして、その関連事項を審議会で議論するといった状況のときなどに、録音・撮影等を希望する方が通常時とは明らかに異なるような状況の中で審議をする際の対応をどうするのかといった課題が想定されます。そのため、現段階の想定では、原則、録音・撮影は不可、ただし、相当の理由があり、審議会が認める場合はこの限りでないというような形で取り扱っていくほうが、どうだろうかというようなところもございまして、別添の資料のとおり案として、その案の条文の中に入れさせていただいております。</p> <p>なお、念のためでございますが、会議録の公開までにはどうしてもタイムラグがあると。その間だけ録音を認める、というような考え方もあろうかと思えます。そういったところを踏まえて審議会のご意思のほう、よろしく願いをいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、本件に関しまして、ご意見、ご質問をお聞きいたします。いかが</p>
------------	---

	<p>でしょうか。</p>
E 委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>お願いします。</p>
E 委員	<p>基本的には事務局のご提案でいいと思うんですが、委員の氏名の公表については、僕は基本的に賛成なんですけれども、改めてここで確認すればいいんじゃないかなと。</p>
	<p>動画の扱いについては事務局提案でよくて、委員で発言して、時々間違っただけのこと言ったりすることもあるので、後で議事録見ると間違っていたみたいな感じで、ちょっとそういうのがリアルタイムで動画で流されたりすると困っちゃうときもあるので、原則認めないということで、何か事情があればということでいいんじゃないかなと思いました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>そのほか、いかがですか。</p>
	<p>副会長、いかがですか。もしあれば、お願いします。</p>
副 会 長	<p>まず、氏名表記ですけれども、私も国の審議会の委員とか幾つかやらせていただいているんですけれども、いろいろありますけれども、私が参加していた中では、ただ単に「委員」という形で発言が表記されているというのが結構多かったかなというのはありました。個人の名前を例えば書いたといっても、その審議の内容が分かるというのがやっぱり大事だと思いますし、これまでの扱いを継続するというのがいいのかなというふうにも思います。</p> <p>また、録音・録画についても、傍聴人がそれをしなければいけないという理由もあまりよく分からないというか、これも事務局の提案でよろしいんじゃないかなというふうに私は思いますけれども。</p>
会 長	<p>もしほかの方、いらっしゃれば</p>
	<p>いかがでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。</p>
	<p>お考え、いろいろあると思いますけれども、多数決ということで行いたいと思います。</p> <p>まず、会議録に関しまして、従来どおり「A委員」、「B委員」とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">[挙手多数]</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>眺めただけですけれども、挙手多数ということで、それでは、従前どおりの</p>

	<p>扱いとすることと決定いたします。ありがとうございます。</p> <p>次に、録音・撮影に関して、原則認めない、ただし、申請があり、その内容が相当と審議会が認める場合にはこの限りでないとする扱いについて、賛成の方の挙手を求めます。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>挙手多数ということで、そのように扱うことと決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>次第の2の2、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>まず1つ目の報告、「杉並区気候区民会議の実施報告について」、温暖化対策担当課長からご説明をお願いいたします。</p>
<p>温暖化対策担当課長</p>	<p>私からは、まず、気候区民会議についてご報告をさせていただきます。</p> <p>資料2の表紙をご覧ください。</p> <p>ゼロカーボンシティの実現のため、無作為抽出により選出した区民が議論を重ね、今般取りまとめた意見提案を区に提出されました。</p> <p>まず、開催状況は、2、気候区民会議の開催内容のとおり、3月から8月までの全6回開催してございます。日時、主な内容等は記載のとおりでございます。</p> <p>次に、気候区民会議からの、3、意見提案の内容ですが、別紙の意見提案書2ページをご覧ください。意見提案全体に共通する考え方といたしまして、5つの全体方針がまとめられてございます。</p> <p>次に、4、5ページをご覧ください。4、5ページには、2050年までに実現したい「杉並区のめざす姿」として、分野横断的な「めざす姿」とテーマ別の「めざす姿」を提案いただいております。</p> <p>6ページをご覧ください。6ページにつきましては、2050年までの「めざす姿」の実現に向けて、エネルギー、循環型社会、みどり、交通の4つのテーマに分けて、具体的に9ページから45ページまで、33件の取組提案をまとめていただいております。</p> <p>46ページ以降には、会議の歩みと会議を通じて得た気づきをまとめてございます。</p> <p>こちら、第1回から第6回までのプロセス等も記載させていただきます。</p>

	<p>まして、第1回、第2回に学習を経まして、その後、第3回、第4回、第5回で熟議を行いまして、第6回でまとめ、振り返りを行いまして、8月3日に、実際意見提案を区民の方が区長に手渡しをしていただいた写真を掲載させていただいております。</p> <p>気候区民会議の様子につきましては、ホームページもしくは動画でも掲載させていただきますので、よろしければご確認ください。</p> <p>報告書の表紙にお戻りください。</p> <p>4番、意見提案に対する事業化等の検討ですが、意見提案の趣旨を踏まえまして、区では、気候危機対策推進本部、こちら、区長をトップに副区長、教育長、関係部長等で構成されてございますが、その会議体で組織横断的に検討を進めまして、事業化等の方針を決定してまいります。令和7年3月に開催予定のシンポジウムにおいて、区の対応等を報告してまいります。</p> <p>最後に5、今後のスケジュールについては記載のとおりでございまして、シンポジウムは3月20日の午後に予定してございます。また、詳細につきましてはホームページ等でもお知らせをさせていただきたいと思っております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p> <p>会長 ありがとうございます。</p> <p>それでは、この気候区民会議について質問や確認したい点等ございましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>D 委員 この気候区民会議あるいは気候市民会議というのは、全国でもう10以上行われていて、ほとんど全ての、全てでもないんですけども、すごくオープンにしているのが比較ができるんですけども、その中でもこの杉並区の、ものすごく質が高いというふうに感じました。その理由は、間に入っている事業者の方がよりよいものをつくろうとして、どうしても整ったものが作られがちだと見受けられましたが、杉並の場合は何か本当に市民の声を出すって、取り出すということに成功しているのかなという感じがしました。</p> <p>今日はみどりのことについてはあまりお話しする日ではないのかもしれないんですけども、一つ、グリーンインフラがここに入らないと、ちょっと物足りないかなという感じはいたしました。それで、全体に、この「みどり」という言葉を言ったときに、すごくフラットな感じがするんですね。見た目の緑という。でも、「みどり」は、それこそ循環、水が循環して、そこに緑が出てくるというもので、もう少し深さというんでしょうかね、鉛直方向の、この全体</p>
--	--

		のこれが入ると、非常に自然と人間の関係性みたいなもの、もっと生き生きと浮き上がってくるかなという感じがいたしました。
		以上でございます。
会	長	どうもありがとうございます。
		よろしく申し上げます。
F	委員	これの区民会議の42ページのところ、ちょっと気になるんですけども、「EV（電気自動車）のすぎ丸はまだ1台しかない」というところがありますけれども、これは1台からもっと複数台に増やすということでしょうか。それとも、この1台で様子を見ているということでしょうか。
	温暖化対策担当課長	ご質問ありがとうございます。
		こちらは、今現在1台で、区の職員からEVについて情報提供をさせていただいたことを受けて意見提案をいただいております。今後につきましては、この意見提案を受けたり、ほかの要素も踏まえまして、交通の所管でたまたま検討しているところでございます。
会	長	お願いします。
F	委員	これ、3月からですね、導入されたというのが。これは実証実験的なものがある、どのぐらい様子を見るのでしょうか。
	温暖化対策担当課長	3月にEVのほうを導入いたしまして、ちょうどEV導入するに当たって阿佐ヶ谷駅前とかで記念式典などもさせていただいたところなんですけれども、一応本格導入という形で今運行はさせていただいております。
F	委員	もう一度。
	温暖化対策担当課長	試行という形ではなく本格導入という形で、EVが今実際1台運行しております。
会	長	お願いします。
F	委員	1台ですけれども、これを複数台にするというのか、それとも1台でいいのか。
	温暖化対策担当課長	気候区民会議の意見提案を今いただいている状況で、その内容も踏まえまして、どうしても予算等を伴うものでございますので、今1台導入している状況なども踏まえまして、交通企画担当で、検討をさせていただいていく形になります。
会	長	はい、どうぞ。
F	委員	今、従来のディーゼルのあれよりもEVのほうが何か環境に配慮しているよ

<p>環境課長</p>	<p>という感じでやっているんですか。</p> <p>環境課長です。</p> <p>先ほど来、温暖化対策担当課長のほうからご答弁は申し上げておりますが、EV化の波というか方向性というのは、EVに進めていく感じで今進んでおります。</p> <p>ただ、EVも、バスのEVというのがなかなか車種がないもの、それから、今動いている車を買換える際にEVにシフトしていくと、そういう関係もございまして、今のところ1台というところでございます。</p> <p>それが、この先、買換えになりましたら、EVのバスというところで適当な車種があったり、例えば財政的に問題がなかったりと、そういうようなところで踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>F委員</p>	<p>今、買換えって。これ、リースではないんですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ごめんなさい、ちょっと先ほど答弁が足りなかったんですけども、当然EVは電気で動くもので、ディーゼルは軽油を燃やして動くもの。そう考えれば、大気でもそうですし、環境には優しいというところでございます。</p>
<p>F委員</p>	<p>ごめんなさいね。ちょっとこれ。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>F委員</p>	<p>もうEV化っていうのは陳腐化するという方向ですよ、今見直しが始まって。だから、EVにする必要ないんじゃないですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>環境課長です。</p> <p>EV化の波というのは、確かにご指摘の点もあろうかと思えます。例えば中国であったり、例えばアメリカであったり、いつきの勢いというのはなくなってきていると思う反面、環境に配慮した車というようなところで、その時点その時点で適切なものを選んで進めていくと。</p> <p>ただ、今現時点ではEVというところで考えているところでございます。</p>
<p>F委員</p>	<p>長くなりまして、もうやめておきますけれども、あまりEVにこだわらないほうが良いというふうな意見を申し上げます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>トヨタなんかも燃料電池車とかそういったものを最近、例えばクラウンが新しいものが発表されたらハイブリッドと燃料電池車だったとか、そういうようなことございます。</p> <p>技術は当然進歩していくものでございますので、その時その時で適切なもの</p>

		を考えてまいりたいというふうに思っております。
会	長	活発なご意見、ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。
F	委 員	もう一つ。あと、この10ページの、太陽光パネルを一生懸命やろうという方向と認識していいですか、これは
温暖化対策担当課長		太陽光パネルにつきましては、区でも助成等を実施してございまして、東京都等の施策等もかなり充実してございますので、区民の皆様にも太陽光パネルの効果ですとかそういったことも丁寧にご説明をしながら、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。
会	長	お願いします。
F	委 員	これもあまり前のめりにならないほうがいいのかなどという意見があるということ、議事録に載せといていただければと思います。
会	長	ご意見ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。 お願いします。
O	委 員	私の学校支援本部で、学校のほうでの授業とかそういったものの観点からこれを拝見しまして、非常に面白い意見がいろいろ出ているなと思います。 あと、これがどういう形で実現の事業化されるのかってというのはこれからの歩みかと思えますけれども、小学校レベルでも中学校レベルでも、環境教育ですとか総合の探求授業の中にこれは十分落とし込めるもので、実際に子供たちは、自分たちの学校内の森ですとかそういった緑化のほうに、活動もいろんなところでやっています。そういったものにこれがいろんな形で教材ともなり、子供たちが意識を持ってこういうものに取り組むという形に落とし込めばなと思います。 私もその立場でこの気候区民会議のほうの意見提案というのを拝読させていただきました。 以上です。
会	長	どうもありがとうございます。 そのほか、いかがですか。 お願いします。
温暖化対策担当課長		ご感想ありがとうございます。 私どもも、この気候区民会議を経まして、参加をされた方以外にも、会議の

	様子ですとか資料とか公開をさせていただいて、より多くの方に気候変動を考えていただくようなきっかけになればと思って取り組んでございますので、ぜひ学校支援本部様のほうでも取組とか進めていただければと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。
会 長	お願いします。
O 委 員	ぜひ教育委員会事務局とのほうの連携も取っていただければと思います。以上です。
会 長	ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。
L 委 員	すみません。
会 長	よろしくお願いします。
L 委 員	お伺いします。いつも無作為に抽出したということになっていますけれども、具体的にどうやって区民を無作為に抽出するんですか。
温暖化対策担当課長	まず、杉並区民57万人いらっしゃるんですけども、その中から16歳以上の区民の方を5,000名抽出はさせていただいています。その抽出方法ですが、人口統計を参考に、年齢層、性別、住所について、区の縮図となるよう、無作為で抽出をさせていただきました。 5,000名の方にご案内を送らせていただきまして、その中で参加希望があった方が199名ございましたので、その199名も年齢層、性別、住所についてバランスよく選出をさせていただき、当初80名を選出させていただいて、その後、辞退等ございまして、77名の方が参加者として決定いたしました。
L 委 員	ありがとうございました。 あともう一つなんですけれども、この気候区民会議の取組ってすばらしいと思います。それで、実はその気候区民会議でかかった経費、来年の3月のシンポジウムの開催まで大体どのぐらい、予算というんですか、かかっていますか。
温暖化対策担当課長	令和5年度の決算額としましては400万弱となっておりますが、令和7年度の会議の運営委託等もございますので、令和6年度の予算としましては1,130万円余となっております。
L 委 員	その中には参加者の方たちの謝礼とか講師料とか含まれているんですか。
温暖化対策担当課長	おっしゃるとおり、参加者に交通費実費相当分としての謝礼金ですとか、あと、事業者の運営支援業務の委託費、その中には、講師への謝礼や、動画等も

	<p>撮ってございますので、その動画の編集費用だったりですとか、シンポジウムの費用も入ってございます。</p>
<p>L 委 員 会 長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。 お願いします。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>初めてなので、もし的外れでしたらぜひ教えてください。これはこの1年の、数か月でおやりになられた、とても面白い試みだと思います。いろんな提案が出て、今年度末にシンポジウムなどをして皆様にも広報したり、実現できるものは施策としてもお考えになれるということですが、例えば来年度以降もこれを続けられたり、あるいは提案されたものについてフォローアップをして、参加された方に報告をされたり、あるいはその次のステップを考えたりという、将来的なことはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。教えていただければありがたいです。</p>
<p>温暖化対策担当課長</p>	<p>ご質問ありがとうございます。 まず、今回、気候区民会議を実施をさせていただきまして、意見提案が33件出てございますので、その提案について、実現の可能性ですとか費用対効果とか様々な観点から、どのように対応していくかというようなことを、現在、区で対応方針を検討しているところでございます。中には比較的早期に対応できるようなものもあれば、中長期に検討の上、実施をしていくようなものもございますので、まずはその意見提案をしっかり受け止めて、今後の対応をしていきたいと考えてございます。 今後につきましては、2回目の気候区民会議をするかどうかというのは、現時点では決まってございませんが、区民の方が参加して気候変動対策を考えていただけるようなきっかけになるような事業につきましては、気候区民会議にかかわらず、引き続き継続をして実施をしていく考えでございます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>環境課長です。 補足なんでございますけれども、今回こういう取組を行いました。それで、お手元の提案が出てまいりました。この提案については、区のほうで受けっ放しにするのではなくて、それを施策に生かしていくと、こういう方向が基本でございます。その施策に生かしていくというその発想の中では、少し時間がかかります。ですので、翌年度、じゃあ気候区民会議をやるのかということではなくて、まずはその施策に生かしていく方向性を定めて、その上で、それを実</p>

<p>会 長</p>	<p>現化していった中で、さらに気候区民会議が必要という判断されたときには、また改めてというような形になろうかと思えます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>初め、D先生にご意見いただいて、植物というのは水の循環ですから、水平方向だけじゃなくて、やっぱり降雨から地下水まで含めたような、そういった考えも必要なのかなって、ご意見を聞きながら思いました。</p> <p>また、EVとか、それから太陽光パネルとか、そういったものを盲目的に突き進むというよりは、やっぱり毎年毎年考えながら進めていく必要があるというご意見も、そのとおりでなと思いました。</p> <p>また、教育とこういったものはやっぱり関わっていくというのが多分大事だと思いますので、そういった方向で進められたら本当にいい地域というふうになるんじゃないかなと思っております。</p> <p>また、会全体が非常に活発であったと、好評であったということが、ご意見を聞いていて非常によく分かりました。</p> <p>それでは、このような形で、取りあえずこの件に関しましては終わりにしたいと思えます。</p> <p>途中ですが、ちょうど今、S委員が参りましたので、自己紹介のほうをよろしくお願いいいたします。</p>
<p>S 委 員</p>	<p>杉並産業協会から参りましたSでございます。今回で2回目なんですけれども、よろしくお願いいいたします。</p> <p>すみません、遅くなりまして。大変申し訳ありません。</p>
<p>会 長</p> <p>温暖化対策担当課長</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、次に2つ目の「杉並区環境配慮優良事業者～すぎなみエコ事業者～認定制度について」、温暖化対策担当課長から説明をお願いいたします。</p> <p>次に、「環境配慮優良事業者～すぎなみエコ事業者～認定制度について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>1、概要ですが、本制度は、区と事業者が一体となって気候変動対策を進めるため、環境に配慮した事業活動を行う区内事業者を認定する制度として新設をするものでございます。認定期間は3年で、申請要件や認定項目の数により、環境配慮優良事業者～すぎなみエコ優良事業者～と環境配慮認定事業者～すぎなみエコ認定事業者～の2種類に分けて事業者を認定いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>次に2、対象ですが、区内に本店、支店、営業所等の事業所を有する全ての事業者を対象といたします。</p> <p>3番、認定項目ですが、上位認定としての環境配慮優良事業者～すぎなみエコ優良事業者～、一般認定としての環境配慮認定事業者～すぎなみエコ認定事業者～として分かります。それぞれの認定条件等は記載のとおりでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>4、認定される効果ですが、区ホームページに事業者一覧を掲載いたしまして、認定証とステッカーを交付するほか、ロゴマークを名刺や印刷物などに表示し、環境配慮に貢献している事業者として区から認定されることを広く周知することができます。ロゴマークにつきましては、こちら、今、職員が掲示をしております。2種類ご用意しております、優良事業者として金色のマーク、認定事業者として緑色のマークということで、2種類ご用意させていただいておりますので、そういったものを名刺ですとかホームページとかで使っていただくことが可能となります。</p> <p>また、5,000万円以上の工事を対象として、工事価格及び施工能力を総合的に判断する区の施工能力等審査型総合評価方式での加点項目に本制度を追加するとともに、プロポーザル方式での評価項目も今後検討しているところでございます。</p> <p>次に、5、説明会の開催、6、今後のスケジュールは記載のとおりで、実際、10月1日から本制度はスタートしているところでございます。</p> <p>すみません、先ほど気候区民会議の予算の件でご説明をいただいたところなんですけれども、決算額と予算額と交ぜて説明してしまったんですけれども、トータルで約1,700万弱が、シンポジウム等も全て含んだ予算額となっております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本件に関しまして、質問や確認しておきたい点などはございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質問等がないようですので、次の3番目の「令和5年度ごみ収集量及び資源回収量について」、ごみ減量対策課長にご説明をお願いいたします。</p>
------------	---

<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>ごみ減量対策課長です。</p> <p>私のほうから、「令和5年度ごみ収集量及び資源回収量について」、ご報告をいたします。</p> <p>右上「資料4」という記載の資料をご覧ください。</p> <p>初めに、ごみ収集量になります。</p> <p>令和5年度の可燃、不燃、粗大ごみの合計なのですが、表の一番下の段が合計となっておりまして、5年度については9万362トン。前年度と比べまして3,750トン減少しております。</p> <p>続いて、区民1人1日当たりのごみ量ですが、こちら、5年度は432グラム。こちら、前年度と比較しまして19グラム減少しております。</p> <p>ちなみに、23区中の順位ですが、5年度は第2位となっております。</p> <p>3番目はし尿の収集量です。5年度は1万6,750キログラム。前年度と比較して430キロの減少でございます。</p> <p>裏面をご覧くださいまして、資源にまいます。</p> <p>資源回収量は、行政回収、集団回収と分かれておりますが、合計が一番下の段にございまして、5年度については3万2,878トン。前年度と比較し1,855トン減少をしております。</p> <p>続いて、有用金属の回収量。不燃、粗大、小型家電から出る金属になりますけれども、こちら、5年度は1,246トン。前年度と比較し38トン減少しております。こちら、ごみ量も減少しておりますので、それに合わせて金属についても減っているというところでございます。</p> <p>最後に、廃食用油回収量ですが、こちら、5年度4,029キログラムということで、こちらは前年度と比較して51キログラム増量ということの結果となっております。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質問等をよろしく願いいたします。</p>
<p>D 委 員</p>	<p>すみません。</p>
<p>会 長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>D 委 員</p>	<p>ちょっと初めてなので伺いたいんですけども、この資料4の2番の1人当たりの1日当たりのごみ量で23区中の順位、これ、多いほうから1番とか2番なんですか。そうなんですか。何か理由は。</p>

会 長	お願いします。
ごみ減量対策課長	これは少ないほうからの1番、2番。
D 委 員	よかったです。ありがとうございました。
ごみ減量対策課長	要は、いいほうということで。
D 委 員	よかったです。ありがとうございました。
会 長	大事な点ですね。 ほかにいかがでしょうか。 よろしいですか。 それでは、ほかに質問がないようなので、次に4番目の「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について、建築課長より、よろしくお願ひいたします。
建 築 課 長	私からは、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について、ご報告いたします。 別紙の資料も併せてご覧ください。 初めに、背景及び制度の概要ですが、本法制度は、建築分野における再生可能エネルギーの積極的活用を目的として、建築物省エネ法が改正されたことにより創設された制度です。令和6年4月1日に施行されております。これにより、区市町村が策定する促進計画において再生可能エネルギー利用促進区域を定めることで、その区域内においては、形態制限の緩和として建物の建ぺい率や高さ制限などの特例許可を行うことができるようになり、また、建築士が建築主に設置可能な再エネ利用設備について説明をする義務や、建築主の再エネ利用設備の設置の努力義務、区市町村の情報提供等の努力義務が生じることになりました。 次に、計画の策定ですが、来年度から本制度を導入するために、「(仮称)杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を策定いたします。 計画の位置づけと計画期間、計画で定める事項については記載のとおりです。 計画に定める事項は、丸印3つ目まで、再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域、再エネ利用設備の種類、形態制限の緩和許可の特例適用要件については、法で定める事項となっております。その次の啓発及び普及に関する事項は、この制度を普及、周知・啓発していくために定める予定としておりま

	<p>す。</p> <p>次に、条例の制定ですが、本制度の導入により、建築士には設計する建物に設置可能な再エネ利用設備について建築主に説明する義務が生じます。この説明義務の対象となる建築物の用途や規模を定める条例を制定いたします。</p> <p>次に、今後の進め方ですが、計画案の策定に当たりましては、建築士団体や建築審査会から意見の聴取を行うことを予定しており、もう既に何回か行っているところでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>今後のスケジュールですが、計画は令和7年度より運用を開始し、条例については、制定後に周知期間を取り、6月の施行を予定しております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、質問や確認しておきたい点などございますでしょうか。</p>
E 委 員	<p>よろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>お願いします。</p>
E 委 員	<p>杉並区の中でどこかのエリアを指定するということなんですか。もう全域してしまえばいいんじゃないかという気もするんですけども。</p>
会 長	<p>お願いします。</p>
建 築 課 長	<p>このエリアについてなんですけども、今、杉並区全域で考えております。</p> <p>ただ、地区計画の区域などは、その地区計画で建物の形態の制限が定められていますので、その区域については特例許可の対象からは外すということで考えております。</p> <p>区域としては全域ということで、説明義務などは全域にかかってくるという形になります。</p>
E 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかに質問がなければ、本日の議題は以上となります。</p> <p>事務局から連絡事項等はございますでしょうか。</p>
環 境 課 長	<p>環境課長でございます。</p> <p>次回の審議会につきましては、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理計画の進捗に絡めた環境白書の報告と、みどりの基本計画の改定</p>

<p>会 長</p>	<p>の方向性、それから、大規模建築物やみどりの基金の報告等の案件を予定して ございます。2月の末から3月頃に開催を計画させていただきますので、どう ぞよろしく願いをいたします。</p> <p>あと、委員の皆様にお願いがございます。</p> <p>当審議会の資料につきましては、これまでも事前に郵送または配送というよ うなことで行ってきておりますが、一方で、郵送料の高騰はもとより送付時間 のタイムラグ、これらを防ぐために、冊子物の資料につきましてはこれまでど おり郵送を行ってまいります、その他の資料につきましては、なるべくメー ルを活用したいなというふうに考えております。</p> <p>今、職員が配付をさせていただいております紙のほうに、メールの配信でよ いという方につきましては、名前を記した空メールを事務局のほうまでお送り いただければ、以後は基本的にメールで資料を配信するという方向で進めさせ ていただきたいと思っております。</p> <p>なお、従前どおり全ての資料を郵送がいいんだというような委員の皆様につ きましては、お申出いただければ、特にお手続の必要はございません。</p> <p>あと、11月の末までお待ちさせていただきますので、それ以降、メールが届 かない委員につきましては、こちらからお電話で確認をさせていただくかとは 思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>なお、お手元の青い厚いファイルにつきましては、そのまま机上のほうに置 いておいていただければと思っております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次回は、今の話によりますと、2月末から3月に開催とのことになります。 1月中旬頃までには、開催通知、日程の通知があるのかなと思っております。</p> <p>それでは、皆様のご協力で、かなり予定よりも早く終わることができまし ました。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で第83回杉並区環境清掃審議会を閉会します。</p> <p>皆様、どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>
------------	--